

第7回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月26日（金）午後4時00分から午後4時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第7回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・地域別農業委員会 会長・事務局長会議

期日：2月24日（水）

場所：三条市「パストラル長岡」

出席者：内藤会長、大矢事務局長

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、10件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

番号1～番号7は、借人の変更によるものであり、番号1、2を除いて、この後の議案第1号農用地利用集積計画にて説明します。なお、番号1と2は新たな借人の利用権設定申出書の提出が間に合わなかったことにより、来月の農業委員会総会にて上程します。

番号8、9の中間管理権の合意解約については、本地番が沢田地区で実施された地籍調査に伴い、合筆及び地目変更により登記地目が原野になったことによるものであります。もともとは国の減反政策時より保全管理等を行っておりましたが、過去の土砂崩れ等の復旧後は思うように使用できなくなりました。

最後の番号10は中間管理権の農用地利用配分計画の合意解約になりますが、耕作人が体調不良やその他の理由によりリタイアしたことにあります。これは中間管理機構である新潟県農林公社と耕作人が解約したものであり、所有者との賃貸借契約は続行されます。所有者との打合せにより、この後は耕作者が見つかるまで2年間は農林公社が賃貸することになりますが、見つからなかった場合は所有者に返還されることとなります。

説明は以上です。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 　　以上で報告第1号を終わります。

議 長 　　続きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第1号について説明します。議案書8ページからご覧ください。

　　議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定4件、新規設定7件の申出がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

　　以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たす農業者と確認できます。

　　以上になります。

議 長 　　ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

3 番 　　この度の新規設定に借人変更ではない全くの新規の方はいますでしょうか。

事 務 局 　　番号8が該当します。

議 長 　　他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議 長 　　全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 　　以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

　　この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

